

名称/マーク	所管・著作/説明
<p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>(所管：社会福祉法人日本盲人福祉委員会)</p> <p>⑤視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマーク。信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに、設置、添付されている。このマークの付いた歩行者用ボタンのある信号機は安全に渡れるよう長めに調整されている。</p>
<p>【補助犬マーク】</p> 	<p>(所管：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)</p> <p>⑦認定された身体障害者補助犬(ペットとは異なる盲導犬等)が、公共の施設や交通機関、不特定多数が利用する施設で、一般の人に補助犬が同伴できることを知らせる啓発マーク。不特定多数が利用する施設では、身体障害者補助犬の同伴を拒んでならないことを理解しよう。</p>
<p>【白杖 SOS シグナル】 普及啓発シンボルマーク】</p> 	<p>(著作：岐阜市福祉部)</p> <p>⑩白杖を頭上に掲げていると援助を求めているという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマーク。白杖を掲げた人を見かけたら、【まず声をかける】【困っていることを聞く】【要望されたサポートをする】、駅のホームや路上などで危険に遭遇しそうな場合は、シグナルを示していなくても、危険回避のサポートをしよう。</p>
<p>【オスメイトマーク】</p> 	<p>(所管：公益社団法人日本オストミー協会)</p> <p>⑧人口肛門・人口膀胱を造設している人（オスメイト）のための設備があることを表している。オストメイト対応設備の設置義務付けは、不特定多数が利用するショッピングセンターなど。オストメイトが必要な人への外出時の利用可能施設を伝えるもので、トイレ入り口など個々の施設に掲示される。</p>
<p>【筆談マーク】</p> 	<p>(所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟)</p> <p>⑬筆談を必要としている人を対象としたマーク。ろう者等自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示した場合、【筆談で対応をお願いします】という意味。役所、公共及び民間施設、交通機関の窓口などで使用する場合は【筆談で対応します】という意味で、筆談対応できるところで広く提示することができる。</p>
<p>【障害者のための国際シンボルマーク】</p>  <p>商標登録（第 1562455）</p>	<p>(公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)</p> <p>①障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマーク。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物に設置する際は、国（バリアフリー法）や自治体（まちづくり条例）などの設置基準にもとづき使用することを推奨。 2. 公共輸送機関に設置する際は、障害のために移動能力が限定されている方にも安全に利用できるスペースが確保されていることを確認し、設置者の責任の上で使用する。 3. 個人の車への表示はマーク本来の主旨とは異なり、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力はなく、思いやり駐車場所等を使用できる特権も存在しない。
<p>【聴覚障害者標識】</p> 	<p>(所管：警察庁)</p> <p>④普通自動車運転免許を受けた人で、政令で定める程度の聴覚障害を免許の条件とされている人が運転する車両の前後に表示する標識。表示せずに運転した場合は反則金、行政処分点数が課せられる。他の運転者が、この表示がある車両に「幅寄せ」や「割込み」をした場合には、道路交通法により反則金、行政処分点数が課せられる。</p>

名称/マーク/所管	説明
<p>【耳マーク】</p> 	<p>(所管：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)</p> <p>⑥自分の耳が不自由であることを自己表現するために考案された国内マーク。 このマークを見たり、提示された場合は、【相手が聞こえにくい】【聞こえない】ことを理解し、【手招きして呼ぶ】【大きな声ではっきり話す】【筆談をする】などの配慮が必要。</p>
<p>【ハート・プラスマーク】</p> 	<p>(所管：特定非営利活動法人ハート・プラスの会)</p> <p>⑫身体障害者福祉法でいう心臓、肺、腎臓、膀胱・直腸、小腸、免疫への障がいがあること、または内部機能疾患があることを示すマーク。 体の内部を表すハートに思いやりの心をプラスしてほしいとの意味。 携帯・掲示は任意で法的拘束はない。 このマークを掲示している人は外形的には分かりにくいが何らかの障がいがある人であり、優先席の利用をされているときなどに理解をしましょう。</p>
<p>【ヘルプマーク】</p> 	<p>(所管：東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課)</p> <p>⑨義足や人工関節を使用、内部障害や難病の方、また妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。 このマークを身に付けた方を見かけた場合は、【電車・バス内で席をゆずる】【困っているようであれば声をかける】【災害時、避難するための支援】などの行動をしよう。</p>
<p>【身体障害者標識】</p> 	<p>(所管：警察庁)</p> <p>③普通自動車運転免許を受けた人で、肢体不自由を免許条件とされている人が運転する車両の前後に表示する標識。(表示は努力義務で罰則はない) 他の運転者が、この表示がある車両に「幅寄せ」や「割込み」をした場合には、道路交通法により反則金、行政処分点数が課せられる。</p>
<p>【建築物におけるバリアフリーについてのシンボルマーク】</p> 	<p>(所管：国土交通省)</p> <p>②バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）により、2,000㎡以上の特別特定建築物を建築する際は建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、この適合認定を受けている場合は広告等にこのマークを使用できる。</p>
<p>【手話マーク】</p> 	<p>(所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟)</p> <p>⑭手話を必要としている人を対象としたマーク。 ろう者等自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示した場合、【手話で対応をお願いします】という意味。 役所、公共及び民間施設、交通機関の窓口などで使用する場合は【手話で対応します】【手話でコミュニケーションできる人がいます】という意味で、手話対応できるところで広く提示することができる。</p>
<p>【広島県おもいやり駐車場】</p> 	<p>(広島県健康福祉局地域福祉課)</p> <p>⑩障害、難病、高齢、けが、妊産婦など車の乗降や歩行の困難な方の専用駐車スペースに表示される。駐車するには利用証が必要で、区役所厚生部等で一定要件の方に交付される。 障害や症状が固定している方は「緑色」、妊産婦やケガなどにより一定の期間だけ利用証が必要な方には「赤色」の利用証を交付。(広島県の場合) 利用証の対象でない人は駐車をしない。</p>